

証券検査に関する基本指針一部改正(案)新旧対照表

現行	改正
<p>I 検査の基本事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 自主規制機関との情報交換等</p> <p>(1) 認可金融商品取引業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図ることで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。</p> <p>(2) 自主規制機関による検査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。</p> <p>II 検査実施の手続等</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 検査実施計画の策定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支店単独検査</p> <p>原則として本店等検査実施後相当期間経過した検査対象先の支店等の中から、各種情報及び本店等検査の検査結果等からみて特に検査を要すると認められるもの、あるいは検査実績等を考慮して対象を選定するものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5. 検査予告</p> <p>① 原則として無予告で検査を行うものとする。</p> <p>② 予告検査の試行的実施</p> <p>イ. 当面、証券監視委が実施する第一種金融商品取引業者等に対する検査について、例えば、その目的が、法令等遵守状況の検証だけでなく、リスク管理態勢にも着目した検証である場合においては、検査の効率性と実効性への影響等を総合的に勘案して、予告検査を試行的に実施するものとする。</p> <p>ロ. 予告は検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(8. (1)参照。)</p> <p>主任検査官は、予告を行った時には、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。</p>	<p>I 検査の基本事項</p> <p>(同左)</p> <p>4. 自主規制機関との情報交換等</p> <p>(1) 認可金融商品取引業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を積極的に実施することで、業界及び個々の検査対象先の実態把握並びに自主規制機関との問題意識の共有化に努めるものとする。</p> <p>(2) 研修への相互参加や自主規制機関による検査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。</p> <p>II 検査実施の手続等</p> <p>(同左)</p> <p>2. 検査実施計画の策定</p> <p>(同左)</p> <p>(2) 支店単独検査</p> <p>原則として、各種情報及び本店等検査の検査結果等からみて特に検査を要すると認められるものを選定するものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>5. 検査予告</p> <p>① 原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項あるいは検査の効率性と実効性を総合的に勘案してケースバイケースで検討を行い、予告することが適当と判断した場合は予告検査とする。</p> <p>② 予告は検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(8. (1)参照。)</p> <p>主任検査官は、予告を行った時には、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。</p>

6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする。

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

7. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員会名、財務局等においては財務局長等(財務局にあつては「財務局長」、財務支局にあつては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあつては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。)名で作成する。

8～10 (略)

11. 講評等

①～③(略)

④ 講評方法

講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12～15 (略)

16. その他留意事項

(1)～(3) (略)

(4) 情報の管理

検査関係情報(注)及び検査結果通知書には、検査対象先の経営実態又はその顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、さらには検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていることから、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取扱うこととする。

① 主任検査官は臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官、臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあつては証券取引等監視官)の事前の承諾なく、検査・監督部局及び自主規制機関以外の第三者に開示してはならない旨説明し、この旨記載した承諾書(別紙様式8)に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。ただし、検査対象先が臨店検

6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合についても同様とする。)

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

7. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員会委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあつては「財務局長」、財務支局にあつては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあつては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。)名で作成する。

(同左)

11. 講評等

①～③(略)

④ 講評方法

講評は、主任検査官が口頭により検査対象先の責任者に対して伝達する方法(指摘事項がない場合等、証券検査課長(財務局等にあつては証券取引等監視官)が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達する。)で行うものとする。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

(同左)

16. その他留意事項

(同左)

(4) 情報の管理

検査関係情報(注)及び検査結果通知書には、検査対象先の経営実態又はその顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、さらには検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていることから、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取扱うこととする。

① 主任検査官は臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官、臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあつては証券取引等監視官)の事前の承諾なく、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者以外の第三者に開示してはならない旨説明し、この旨記載した承諾書(別紙様式8)に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。

査中に弁護士、公認会計士、不動産鑑定士と相談する場合(今回検査に係る事項についての相談に限る。)は、主任検査官は事前の報告を求めたうえで、検査の実効性確保に支障がないと認められる場合は当該報告で足りるものとする。

- ② 検査対象先において第三者への開示が必要な場合(下記のような事例が想定される。)には、書面(別紙様式9)による申請を求めるとし、主任検査官又は証券検査課長(財務局等にあつては証券取引等監視官)は、①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、③検査の実効性への影響、等を総合的に勘案して承諾の可否を判断するものとする。

(検査対象先から申請が行われることが想定される事例)

- ・ 持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示
- ・ 検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・ 検査対象先に係る破産や民事再生手続きが開始された場合における管財人、監督委員への開示

(注) 検査関係情報とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容をいう。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成 17 年7月 14 日以降を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年7月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年9月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年8月 11 日から適用する。

る。ただし、検査対象先が臨店検査中に弁護士、公認会計士、不動産鑑定士と相談する場合(今回検査に係る事項についての相談に限る。)は、主任検査官は事前の報告を求めたうえで、検査の実効性確保に支障がないと認められる場合は当該報告で足りるものとする。また、外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家が、検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている場合については、第三者に該当しないものとする。

- ② 検査対象先において第三者への開示が必要な場合(下記のような事例が想定される。)には、書面(別紙様式9)による申請を求めるとし、主任検査官又は証券検査課長(財務局等にあつては証券取引等監視官)は、①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、③検査の実効性への影響、等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。なお、臨店検査中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を行うよう求める場合は、検査対象先からの「開示承諾申請」は要しない。

(検査対象先から申請が行われることが想定される事例)

- ・ 持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示
- ・ 検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・ 検査対象先に係る破産や民事再生手続きが開始された場合における管財人、監督委員への開示

(注) 検査関係情報とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容をいう。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成 17 年7月 14 日以降を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年7月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年9月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年8月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

IV 参考

1・2 (略)

(別紙)

・検査対象先

(1)～(4) (略)

(新設)

(5)～(17) (略)

(新設)

(18)～(26) (略)

(27) その他、上記(1)から(26)までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

(注) (略)

(改正)

本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 7 月 29 日から適用する。

IV 参考

(同左)

(別紙)

・検査対象先

(同左)

(5) 信用格付業者(金融商品取引法第 66 条の 45、第 194 条の 7 第 2 項第 3 の 2 号及び同条第 3 項)

(6)～(18) (同左)

(19) 指定紛争解決機関(金融商品取引法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)

(20)～(28) (同左)

(29) その他、上記(1)から(28)までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

(同左)